

■ 令和2年度分から適用される主な税制改正

ふるさと納税制度の見直し

平成31年度税制改正において、ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、過度な返礼品を送付するなどふるさと納税制度の趣旨を歪めるような地方団体については、ふるさと納税の対象外とする制度の見直しが行われました。

令和元年6月1日以後、以下の基準に適合する地方団体をふるさと納税の対象として指定されます。

- ①寄附金の募集を適正に実施する地方団体
 - ②返礼品を送付する場合は次のいずれも満たす地方団体
 - ・返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - ・返礼品を地場産品とすること
- ※令和元年6月1日以後に指定対象外の地方団体に対して寄付をした場合は、特例控除の対象外となります。

【控除額イメージ】

年収700万円の給与所得者（夫婦扶養なしの場合、所得税の税率20%）が、30,000円寄付したケース

○ふるさと納税対象の地方団体へ寄付したケース

← 寄付金額 30,000 円 →			
自己負担 2,000 円	【所得税】 所得控除による軽減 5,600 円	【個人住民税】 税額控除（基本分） 2,800 円	【個人住民税】 税額控除（特例分） 19,600 円
← 所得税と合わせた控除額 28,000 円 →			

○ふるさと納税対象外の地方団体へ寄付したケース

← 寄付金額 30,000 円 →			
自己負担 2,000 円	【所得税】 所得控除による軽減 5,600 円	【個人住民税】 税額控除（基本分） 2,800 円	【個人住民税】 税額控除（特例分） 0 円
← 所得税と合わせた控除額 8,400 円 →			

住宅ローン控除の拡充措置

○令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、消費税率等10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を3年間延長。(10年間→13年間)

○11年目から13年目までの所得税の各年の控除限度額は、消費税率等の2%引上げ分の負担に着目し、以下のいずれか少ない額となります。

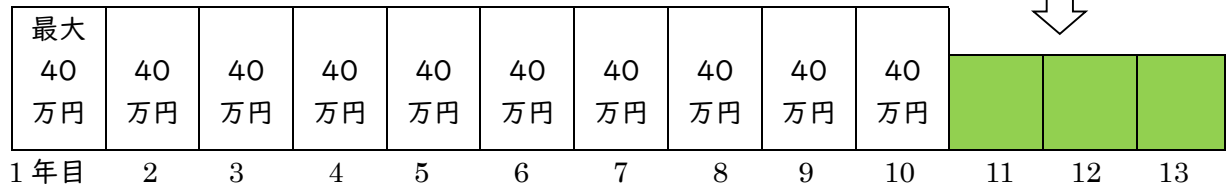
- ①建物購入価格の2/3%
- ②住宅ローン年末残高の1%

○所得税額から控除しきれない額は、改正前の制度と同じ控除限度額(所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円))の範囲で個人住民税額から控除されます。

(住宅ローン控除拡充のイメージ)

現行住宅ローン減税

(ローン残高(最大4000万円)の1%控除(最大40万円))



控除期間を3年延長
消費税率2%引上げの負担に着目し
建物購入価格の2%(2/3%×3年間)の
範囲で減税



軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の見直し

○消費税率引上げに配慮し、現行のグリーン化特例(軽課)を2年間延長します。

○環境性能に優れた自動車の普及促進のため、令和3年度及び令和4年度に購入される自家用乗用車(軽自動車)について、軽自動車税(種別割)の税率を軽減する特例(グリーン化特例)の適用対象が、電気自動車等に限定されます。

(軽自動車税に係るグリーン化特例)

区分	現行 (令和2・3年度)	区分	令和4・5年度
電気自動車等、 天然ガス自動車等	75%軽減	電気自動車等、 天然ガス自動車等	75%軽減
2020年度基準+30%達成	50%軽減	2020年度基準+30%達成	軽減なし
2020年度基準+10%達成	25%軽減	2020年度基準+10%達成	軽減なし